

総務産業常任委員会審査報告書

令和元年9月20日

飯綱町議会議長 清水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第45号	飯綱町多世代交流施設条例	可 決
議案第47号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例	可 決
議案第48号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第49号	飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例	可 決
議案第50号	むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例	可 決
議案第51号	飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例	可 決
議案第52号	飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例	可 決
議案第53号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第55号	平成30年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第60号	平成30年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第61号	平成30年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第62号	平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

事件番号	件名	審査の結果
議案第 63 号	平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 64 号	平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認 定
陳情第 4 号 (継続審査)	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第 5 号 (継続審査)	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第 6 号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	継続審査
陳情第 7 号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例

質疑①：パワーリハビリ室の使用料は「別に定める額」とあるが、どのように定めるのか。

回答①：福井団地のパワリハと同様に指導者組織による運営を考えており、その中で検討していただく予定だが、福井団地は一連のトレーニング利用につき 500 円程度としており、これを基準としたい。

質疑②：施設修繕費の負担はどうのようになるのか。

回答②：他の指定管理施設を参考に管理者と負担割合を協議したい。

質疑③：パワリハの指導者組織は何人程度になるのか。

回答③：指導者講習会の受講者が 20 名程度で、受講者に指導者組織への加入を依頼したい。

質疑④：第 8 条第 3 項の「長期使用」の対象外の施設は短期（1 時間当たりの料金）で使用させるということか。

回答④：そのとおりである。

質疑⑤：第 6 条の開館時間はテナントにも適用するのか。

回答⑤：ただし書きで対応したい。

質疑⑥：テナント入居者は今後公募するのか。

回答⑥：既に町内事業者等から入居希望者を募集しており、貸店舗とカフェ厨房にそれぞれ1事業者が仮申込している。

質疑⑦：今後、更に入居希望があった場合はどうするのか。

回答⑦：条例案が可決、施行されれば、以前募集した際に仮申込があった2事業者を申込者としてほしい。

質疑⑧：テナント等の使用料金の算定基準は。

回答⑧：延床面積に対する貸店舗の面積、カフェ厨房の面積を基準に、建設費、維持管理費、耐用年数等を考慮し算定した。貸店舗については店舗の設備投資が必要な点も考慮した。

質疑⑨：無料で使用できるスペースはあるのか。

回答⑨：条例案の別表に記載のない多目的交流カフェなどは誰でも自由に使用いただけるスペースになっている。

意見⑩：パワーリハビリ室は誰でも使えるよう運営してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟
条例の一部を改正する条例**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例

質疑①：決算上は赤字になっていないようであるが、1人 5,000 円くらいの設定に見直しても良いのではないか。

回答①：町民の福利厚生という部分もあり、安い単価で多くの方に使っていただけるよう現状どおりとさせていただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質疑①：町指定給水装置工事事業者の指定を受ける際に手数料 10,000 円を払うだけで良かったが、今後は 5 年間ごとに手数料を 5,000 円払うことになるのか。

回答①：これまでは町指定給水装置工事事業者の指定を一度受けると、更新の規定がないため指定が引き継がれたが、この度の法改正に伴い、新たに指定の効力が 5 年とされ、更新しなければ失効する旨が規定された。このため、更新が必要な事業者は継続のたびに手数料として 5,000 円を支払っていたことになる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：平成 30 年度末で 218 万円を基金に積み立てしているが、これは利益が出たから単に積み立てしているのか、それとも将来何かに使う可能性があるのか。

回答①：供用開始から 21 年経過しており、処理施設内の機器更新の時期を迎えつつある。機械器具の耐用年数は 20 年と言われているので、処理場の機械器具の更新に充てていきたい。また、管路施設の老朽化も進んでくるので、管路内不明水の有無の目視点検や維持管理にも充てていきたい。

意見②：処理施設内の機器更新や管路施設の維持管理にかかる費用の積算を、しっかりしていただきたい。

質疑③：平成 29 年度から平成 30 年度にかけて収入が減っている。軒数は何件か。

回答③：現在、使用軒数は 42 軒、そのうち定住 21 軒で 50 の方が在住である。在住でないと使用料が発生しないため、使用料は若干減少している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について**

質疑①：受益者分担金の表について、各年度の未納額欄の値を全て足すと未納額の
累計になるということか。そうだとすると結構な額になるのではないか。

回答①：そうではなく、現在未納の額が未納額欄に計上される。

意見②：支払われるべき料金をしっかり払っていただけるよう努力していただきた
い。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算
の認定について**

質 疑：なし

賛成討論：この会計の内容は長年の懸案事項であったスキー場の完全民営化に向けて
の必要経費ということで賛成。

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

質疑①：町有林の材をどうして使わないのか。

回答①：玄関の壁に飯綱町産材を使用したいと調整中である。今後も引き続き、県住宅供給公社とも調整していく。供給したいものと使いたいもののバランスもあるので調整していきたい。

質疑②：長野県産を使用しては。

回答②：長野県産は使用する予定としている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：牟礼会計については、損益計算書の営業利益が約 1,200 万円の赤字となっており、三水会計については、35 万円の黒字となっている。これはどのような要因が影響しているのか。

回答①：三水地区については、平成 21 年以降継続して営業損失であったが、本年度は繰入金を増額していただいたこと、また、費用を最小限に抑えたことが大きい。牟礼地区については、老朽施設の修理費及び減価償却費が毎年増えていることが要因で、平成 26 年以降営業損失となっている。昨年は約 3,000 万円の営業損失であったが、今期は三水地区同様に繰入金を増額していただいたため 1,200 万円の営業損失となっている。

質疑②：牟礼・三水会計への一般会計からの繰入金の総額はいくらか。

回答②：6,406 万円である。

質疑③：牟礼地区の有収率は 69.7%、三水地区の有収率は 78.4%とあり、三水地区の有収率の方が大きいですが、このようになった要因は何か。

回答③：有収率とは、配水池から出た水のうち料金となったものの率であり、牟礼地区の有収率が低い要因は漏水によるものである。

質疑④：三水地区の給水原価は 243 円と、牟礼地区の給水原価 229 円より高く、これは三水地区がより多くの費用が掛かっているためと思うが、供給単価では逆に牟礼が 207.3 円、三水が 190.6 円と三水地区が安くなっているのはなぜか。多くの費用が掛かっているほうが、単価が高くなるはずではないのか。

回答④：供給単価とは、給水収益を有収水量で割り返した単価のことであり、給水

収益以外の収入は考慮されていない。一方、給水原価とは全ての経費を有収水量で割ったものである。供給単価が給水原価を上回ることが望ましい。
質疑⑤：収入の多くを一般会計からの繰入金に頼っているが、料金改定は予定しているのか。

回答⑤：営業損失となっている現状では、料金の改定は必要だと考える。今期は 10 月より消費税率改定があるため料金改定は差し控え、令和 2 年度の改定実施に向けて検討を進めている。

質疑⑥：消費税率が 10%に上がるとのことだが、水道料金についても税率が上がるのか。

回答⑥：10 月以降に新規の取扱いとなるものについては、その時点から 10%の消費税をいただくが、継続して水道を使用されている方については、11 月に検針する 12 月請求分まで 8%となり、冬期暫定の 2 月請求分より 10%となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

○陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
(一括審査)

【6 月定例会審査報告】

説明者：なし

質疑①：2 件の陳情書の文面がほぼ同一であるが、陳情書が「新しい提案」実行委員会と全国青年司法協議会のため、両者の関係はどうか。

回答①：沖縄「新しい提案」実行委員会代表の安里氏も同様に司法書士である。

質疑②：東京都の小金井市議会は当該陳情について採択されたが、意見書の扱いについて、共産党が反対し、半年間の協議の末、自民党は反対、共産党ほか賛成多数で昨年 12 月に同意に至った。今回の陳情に係る共産党の考えはどうか。

回答②：陳情要旨は3点であるが、その中にも否もあり、趣旨採択または一部採択の結果、意見書を修正したと思う。今般の陳情書の要旨3点のうち、2及び3は全国に及ぶため賛成しかねる。

意見③：辺野古新基地を止めて普天間基地撤退ができるか疑義があり、要旨の1項目は賛成できない。2～3項目は沖縄県民への負担増はいかかなものか。日米地位協定との関連もあり、継続審査の扱いもある。

意見④：陳情書要旨1について、辺野古新基地建設により沖縄駐留の米軍海兵隊に守ってもらわなくてはならないこと及び有事の際に日米安保が動かなくなると思われる。また、基地問題は数十年かけて協議している過程や仲井真元県知事の辺野古埋め立てへの許可と国の外交・国防に係る事項等々のため反対である。

意見⑤：元県知事が許可しても世論が反対している。沖縄県知事選と県民投票の結果は県民の声である。今後のことまで陳情書で触れているが、国が考えることでもあり、沖縄の声を尊重することが大切である。

継続審査採決：意見の相違があり、今後更に論点の整理が必要なことから賛成多数で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和元年7月17日（水）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

意見①：陳情第4号及び第5号の要旨を比較すると相違がある。4号では、沖縄以外の全国自治体を等しく候補地とすべきと記述されている。5号では、民主主義及び憲法の規定に基づき一地域への一般的な押し付けとならないようにと書かれている。したがって、要旨1～3は全面的に賛成しがたいため、一部採択の上、議会として意見書を提出してはどうか。

意見②：今回の陳情書は、辺野古・普天間双方の基地停止を求め、代替の案が示されていないため、全面的に反対である。その理由を2点について申し述べる。1点目は、両基地の停止を求め、米軍基地は国内に不要との見解から国民的議論を求めている。この問題は、既に二十数余年をかけ議論を尽くしている。代替施設についても同様であり、辺野古以外の基地は見つけれられていない。辺野古の工事中止を求めるものであれば、辺野古に代わる代替案を提示しない限り、日本の安全を守ることができないと考える。2点目は、7割の県民の反対があるから、国民投票と同様に従うことは民主主義とのことであるが、米軍基地の存続は国防に関することであり、県民投票の判断だけで行うことにも反対である。

意見③：沖縄の米軍基地問題は、沖縄の県民に負担をかけていることは理解している。今度の辺野古基地即時中止と普天間基地運用停止を国民的議論による

としているが、外交防衛上の問題として普天間基地を含め止めるということは非現実的である。なお、国民的議論を行うことはやぶさかではないが、総論賛成・各論反対を含めて簡単には結論が出ない。また、防衛問題について地方自治体が判断することは複雑であり、かつ陳情者の説明もなく採択するには無理がある。

反対討論：意見②のとおり反対である。

賛成討論：一部採択の上、意見書を出すべきである。

反対討論：意見③のとおり反対である。

第4号採決の結果：全員反対で不採択とした。

第5号採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

継続審査とした。

○陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

説明者：なし

意見①：前回の陳情第4号及び第5号は、世界一危ない米軍飛行場移設に併せ、建設中の代替基地中止を求めているので反対した。今般の陳情は、政府の意向に沿ったものである。普天間の運用停止と辺野古基地を建設する必要があるとのことで賛成する。

意見②：辺野古基地建設の埋め立てを問う判断が本年2月24日に行われた。その結果、賛成又はどちらでも良いに比べ、反対は71.74%を占め、民意が示された。国は、地方自治・民主主義・国民主権・人権尊重を踏まえ、辺野古基地の埋め立てを中断し、沖縄県と誠意を持って話し合うべきである。現在、こう着状態であり、合意も生まれぬ。お互いに一方的に主張するのではなく、辺野古基地建設を中止し、協議を行うべきである。

意見③：陳情書の内容を含め、地方公共団体の権限にあるか否かの問題である。今般の陳情は、地方自治法第99条の規定によるものであるが、地方自治法の条文規定により、国と地方公共団体の役割を意識する必要がある。辺野古

- 基地問題は、国の安全保障にかかわる分野であり、議員必携に記述のとおり町村議会の権限外に属する陳情書のため、採択することは好ましくない。
- 意見④：前回不採択とした陳情第4・5号と今般のものは内容が相反するものであり、沖縄県民の中で意見が分かれている。国の防衛等及び町議会の権限外事項のため、議会として判断することには無理があり、不採択とすべきと考える。
- 意見⑤：基地問題は非常に難しい。沖縄に基地があるゆえに沖縄県民には切実な問題となっている。基地が我々のほうに移設となれば賛成する人はいない。基地の存在を否定もできないし悩むところである。
- 意見⑥：6月議会において採択した、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨と一致する部分があり、整合性がある。国は、強硬に辺野古基地を進めており、住民は反対している。まずは、建設を中止し、沖縄県民と向き合い協議すべきである。一方的な基地建設には賛成できない。
- 意見⑦：協議は難しいのではないかと。国は、全国の外交・防衛上の安全を確保する立場で判断し、今の場所に落ち着いたということの思いがする。町議会の判断を逸脱している事項であり、権限外の扱いとしてはどうか。
- 意見⑧：先の陳情書は、軍事基地の建設を巡り全国の自治体が考えるべきとの見解があったが、現実的ではなく、国に任せるべきである。
- 反対討論：今年の2月24日に辺野古米軍基地建設の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が行われ、埋め立て反対が71.74%に達し、民意が示された。憲法が保障する地方自治権・国民主権・基本的人権等に埋め立て反対の内容が含まれている。政府は、地方自治と民主主義を守る沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古基地への埋め立てを中止し、沖縄県民と協議を行うべきである。先の6月議会で採択された全国知事会の提言の経緯を踏まえ、当該陳情には反対である。
- 賛成討論：世界一危ない普天間基地の問題について、二十有余年にわたり協議・検討等がされてきた。辺野古基地を新設するということは、普天間基地の危険回避につながる。安全保障上早期に辺野古へ移設することに賛成する。
- 反対討論：地方自治法では、国と地方公共団体への役割が規定されている。辺野古基地にかかわる事項は、地方公共団体の権限外と考えられる。また、議員必携に記述されているとおり、国の外交問題の意見書の提出を求めた陳情書を採択することは、一般的に好ましくないため反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上